

【意見分類】

1	計画全般について
2	I 地球温暖化への対応
3	II 資源循環の推進
4	III 自然環境の保全
5	IV 生活環境の保全
6	V 人材の育成と協働・連携、技術力の活用
7	その他

意見No.	意見分類	意見要旨
1	1	行政計画の根幹は、定めたことを計画どおりに実行することである。 新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に、施策の見直しを行わずに延長したとの記載があるが、環境基本計画は条例に基づくもので、県民に示したものを事務局の判断で勝手に変更することは、言語道断である。
2	1	施策の実施期間を事務局判断で延伸しているが、環境審議会が異議を唱えるべきであり、こうした重大な変更は、県民の代表である議会に報告し承認を得るべきである。
3	1	2ページで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その影響を踏まえた施策や全体の見直しが困難であったことから、それまでの施策を2023年度まで継続することとしたとある。一方、20ページでは、社会状況の変化など、計画推進の前提となる諸条件に大きく影響する事情が生じた場合には、必要な見直しを行うとあり、正反対のことを行っている。 コロナの感染が拡大している状態こそ、明らかな「社会状況の変化」であって、その間に現計画を継続すること自体、計画の放棄と言える。 また、計画期間は2025年度までであるが、2023年度を目途に見直しを行う旨の記載があり、計画期間を2年残した状態で見直しを行って何ができるのか。 そもそも、2023年度などという年は計画自体に記載がなく、その年に見直しを行うことについての合理的理由の説明もない。 計画をないがしろにした極めて恣意的な運用で、環境基本条例の規定にも沿っておらず、現在の計画運用体制は支離滅裂だ。 このような運用を行うならば、計画など無くしてしまったほうが行政資源の合理的活用になると考える。
4	1	この計画が始まって期間が延伸されるまでの報告書には、県民意見を反映させる仕組みについてのスキーム図が掲載されていたが、今回の報告書では見当たらない。 そもそも、昨年の意見募集では、意見を大雑把に「参考にします」と処理しており、現在もこのような意見募集を行っているが、そもそも意見募集は、環境基本条例に根拠があり、その意味が分かっているのか。 環境基本条例の第10条では「県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。」とあり、これが計画に対する意見募集を行う根拠で、県は計画に意見を反映させる義務があるので、現在のような意見募集は行う必要がない。 こうした規定があるからこそ、初期のスキーム図では県民から寄せられた意見を、計画の見直し・策定の際に反映させる形をとっていたのだろう。 また、今期計画の前半に寄せられた意見に対し、県では計画の見直しの際に対応する旨も回答していたはずであり、そうした状況で見直しそのものを延期するのは、ある意味詐欺であるが、それ以上に県民意見の反映をしないままの計画を延伸しているのは、条例を無視している。 今後、計画の見直しなり、新たな計画を策定する際は、環境基本条例第10条に定める県民意見の反映がどのようになされたのかを明確に説明するよう求める。
5	1	毎回のことだが、2023年3月になっても2021年度の実績が把握できていない重点目標がある。これでは計画最終年度の実績を把握できないまま、計画を改定することになり、計画の体をなしていない。 解決する方法は2つ想定できる。 1つは、適切な実績を把握できる重点目標を設定すること、もう1つは、実績を評価する年度も重点目標ごとに個別に設定することだ。 本質的な解決を図るなら前者の方が望ましいが、この目標が重要で変更したいものであるならば、評価時点を報告書の年次にこだわらないように設定するべきだろう。 いずれの場合も当該年度に実施された施策との紐づけは不可欠で、神奈川県のように目標が達成できていないにも関わらず、従来の施策を惰性で続けるようでは目標を設定する意味がない。
6	1	2023年度を目途に、「2050年脱炭素社会の実現」やSDGsの達成など、現行計画にはない視点を持って計画を全体的に見直し改定することなので、可能な限り、客観的かつ定量的に指標・目標値及び目標達成率を県民に提示してほしい。
7	2	地球温暖化対策については、個々の細かい計画の評価ではなく、県内の温暖化の進行が止まっているのかどうか、熱中症被害等が防止されているのかどうか、自然災害はどうかなど、大局的な評価基準を策定して進めてほしい。
8	2	地球温暖化の分野は、2014年度以降、二酸化炭素排出量（速報値）は減少傾向にあり、県の自己評価としては「順調に進んでいる」としているが、これは2020年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による一時的な影響が大きく寄与しているものと推測されるので、影響・要因を定量的に究明し、取組を見直すことが必要である。
9	2	2019年度の二酸化炭素排出量は、全体として前年度より2.6%減少したが、2014年度以降は、節電・省エネの取組や電力の排出係数の改善等により減少傾向にあるので、使用した電力の排出係数を明示して、節電・省エネの取組による純粋な削減効果について分析し、結果を提示してほしい。
10	2	事業者に対する温室効果ガス排出の抑制を求める取組である「事業者による自主的な取組等の促進」の実績について、自ら決めた目標であるにも関わらず、目標の達成率が80%台になのは残念だ。未達成の事業者に対しては、名前の公表など、すぐにできることがあるのではないかな。

意見No.	意見分類	意見要旨
11	3	<p>13～14ページに示されている不法投棄等残存量について、「2020年度実績が22.4万tであり、前年度より0.5万t増加していることから、「遅れている」と評価します。」は、非常に由々しき事態であると考えます。県職員や県民が、地球環境保全のために、多種多様な手段を考えて日々保全活動に懸命に取り組んでいる所に「不法投棄」をされると、地球環境が良くなるのはもちろんのこと、環境保全活動に取り組んでいる方々の行為を踏みにじっており、非常に腹立たしい。不法投棄等残存量削減のためには、引き続き監視パトロール等による早期発見や未然防止、既存事案の改善指導を進めていただきたいのはもちろんだが、これだけでは手緩いと思う。警察や国と連携して罰則等を強化するべきであり、例えば、不法投棄した個人に対しては、懲役刑の期間を長く、又は高額罰金を課す、不法投棄した業者に対しては、重い懲役刑や罰金刑に加え、一定期間の業務停止命令を出すといったようにしないと、なかなか不法投棄は減らないと考える。</p> <p>ただ、不法投棄するには、それなりの追い詰められたやむを得ない理由や悩みがあると思うので、投棄者への改善指導や悩み相談に乗ることは大切である。いずれにしろ、不法投棄等残存量削減というより、撲滅すなわち残存量をゼロにするという目標を掲げ、これに向かって早期に実行することが重要であると考えます。</p>
12	5	<p>二酸化窒素の環境基準の上限値は全局達成とのことであるが、県民のいのちを守るため、下限値及び旧環境基準値の達成を目標に、更なる対策を進めるべきである。</p>
13	5	<p>微小粒子状物質の環境基準も全局達成とのことであるが、東京都のように、更に厳しい目標値を設定している自治体もあるため、県としても新たな目標値を掲げるべきである。</p>
14	5	<p>光化学スモッグ対策について、VOCの削減はよく取り上げられるが、なぜ窒素酸化物の排出が問題とならないのか理解に苦しむ。両物質の様々な削減についてのシミュレーションを実施し、一番有効な解決方法を県民に明示してほしい。</p>